

モバイル接続料の検証に関する方針整理案

令和5年6月13日

事 務 局

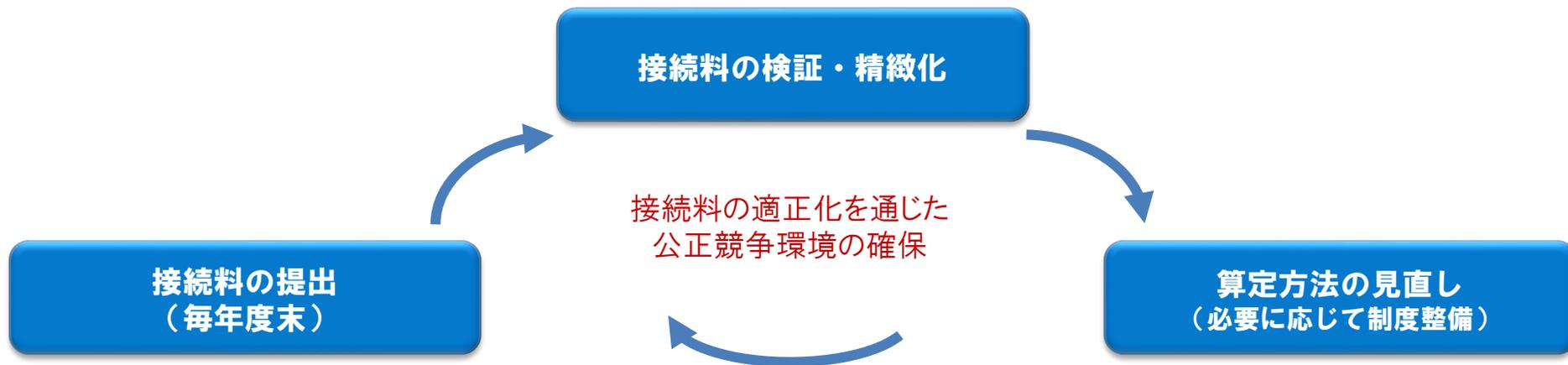
- ◆ 第二種指定電気通信設備制度における**接続料**は、電気通信事業法第34条第3項の規定により、「**能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの**」を超えてはならないとされ、その**設定対象機能（アンバンドル機能）**や**具体的な算定方法は、第二種指定電気通信設備接続料規則・電気通信事業法施行規則等で規定**されている。
- ◆ 接続料の適正性については、接続約款届出の後、接続料の算定根拠をもとに総務省で検証を実施し、書面で確認。検証結果に基づき、接続料の算定の精緻化の検討をすすめ、適正性の更なる向上につなげる。

【接続料の算定方法】

- 電気通信事業法：接続料は適正原価+適正利潤を上限として設定する旨規定している。
- 第二種指定電気通信設備接続料規則において、具体的な接続料の算定方法について規定するとともに、電気通信事業法施行規則において、接続料の適正性を検証するための算定根拠の提出について規定している。

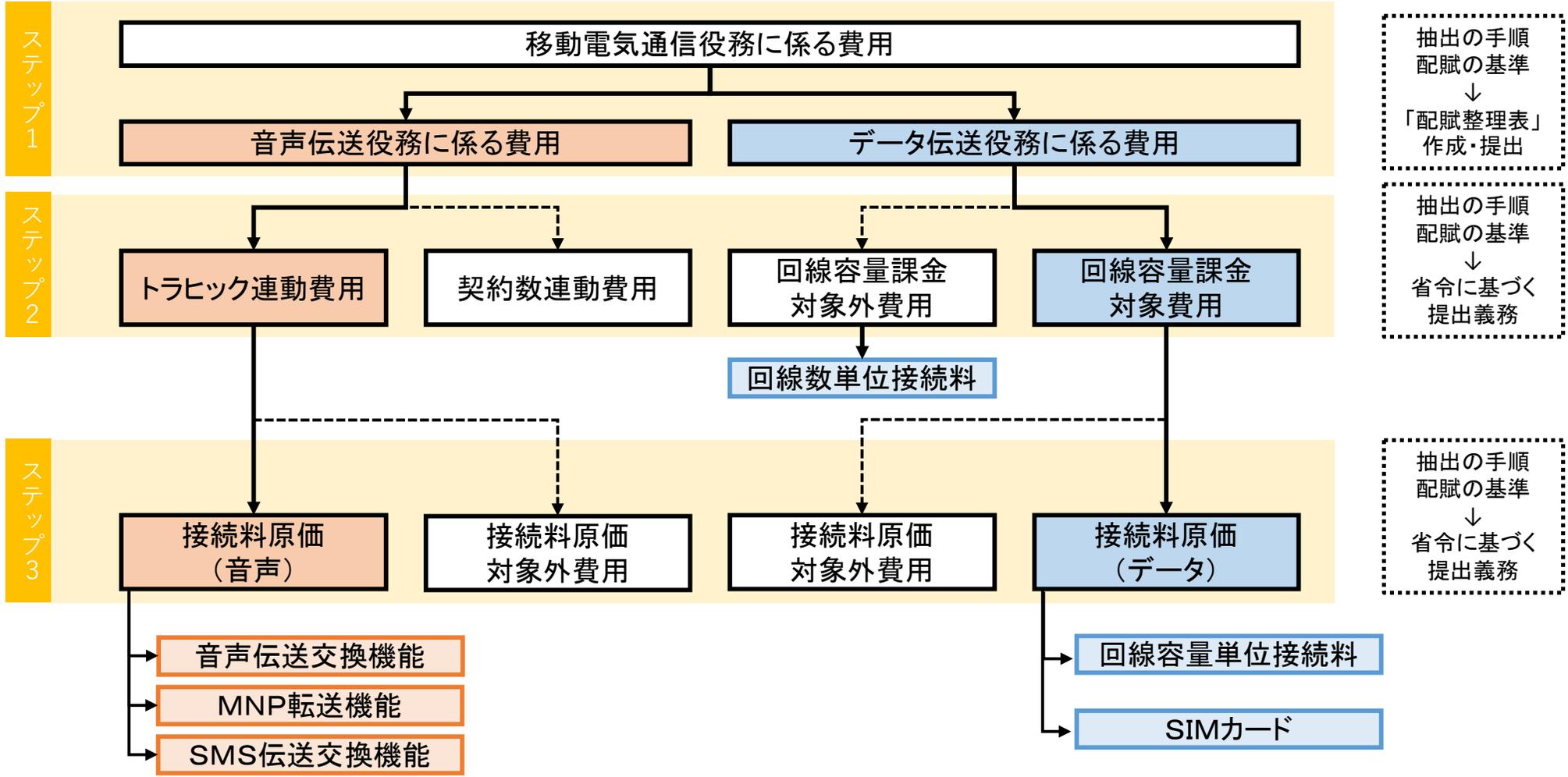
$$\text{接続料単価} \leq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要}}$$

【接続料精緻化のサイクル】



原価

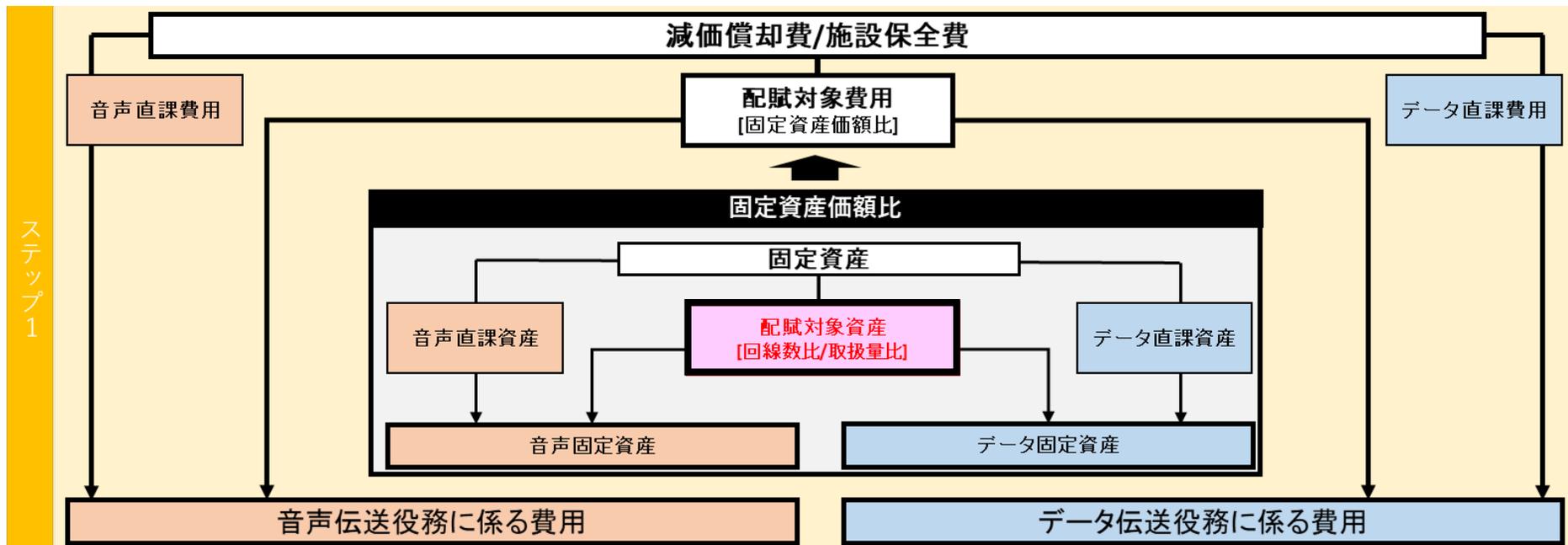
- ◆ 音声/データ接続料の原価は、**3ステップ**（**ステップ1：音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦**、**ステップ2：トラヒック連動費用/回線容量課金対象費用の抽出**、**ステップ3：接続料原価の抽出**）に基づき抽出される。
- ◆ ステップ1については、第二種指定電気通信設備接続会計規則（以下「二種会計規則」という。）に配賦基準が示されているとともに、二種指定事業者は配賦基準を記載した配賦整理書を作成・提出することとされている。
- ◆ ステップ2、3については、本研究会第五次報告書において算定方法の詳細等について総務省へ提出を求めることが適当等とされたことを踏まえ、算定根拠の様式において、配賦・抽出の状況を報告することとされている。



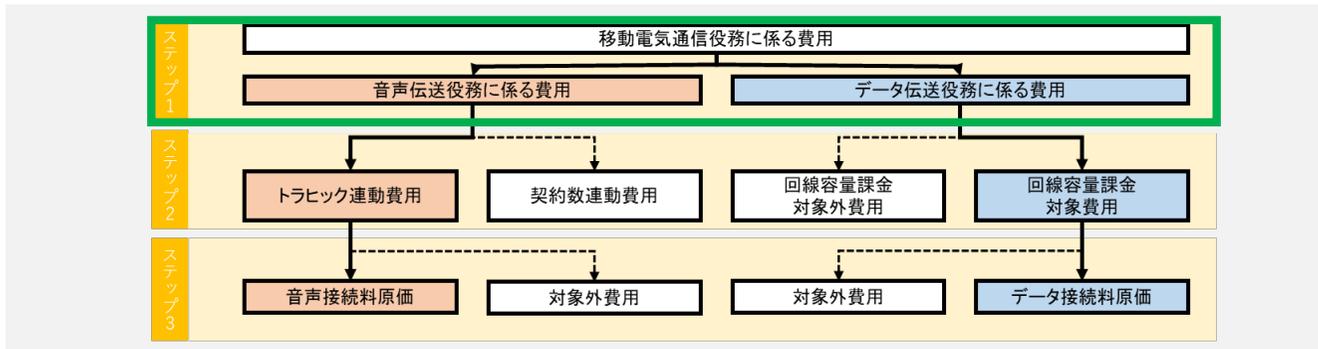
- ◆ ステップ1においては、移動電気通信役務に係る各営業費用が①音声直課費用、②データ直課費用、③配賦対象費用に分類される。接続料原価の大半を占める減価償却費及び施設保全費については、①②のとおり各役務に費用を直課した上、③の配賦対象費用については「固定資産価額比」に基づいて配賦される。
 - ◆ **固定資産価額比の算出に当たっては、①音声直課資産、②データ直課資産、③配賦対象資産に分類され、③については原則として回線数比又は取扱量比に基づいて算出**することとされている。
- **第二種指定電気通信設備接続会計規則別表第三（抜粋）**
- 第8条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第15条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。
 - 二以上の種類の役務に関連する営業収益は、原則として営業費用額比によって各種別の役務に配賦すること。
 - 二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によって各種別の役務に配賦すること。

$$\frac{\text{施設保全費}}{\text{減価償却費}} \text{ 関連する固定資産価額 (取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。) 比}$$

$$\frac{\text{減価償却費}}{\text{減価償却費}} \text{ 関連する固定資産価額 (帳簿価額をいう。以下同じ。) 比}$$
 - 二以上の種類の役務に関連する固定資産は、原則として回線数比又は取扱量比によって各種別の役務に配賦すること。
- ◆ 直課/配賦については、**固定資産価額比を算出する際の資産の直課/配賦と減価償却費及び施設保全費といった費用を音声/データ間で配分する際の費用の直課/配賦**について区別して議論することが必要。



- ◆ 本年度のモバイル接続料検証においては、**接続料原価抽出プロセスのうち音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配分（ステップ1）の適正性について論点として取り上げ、累次の議論を実施してきた**ところ。



- ◆ ステップ1の在り方に関する本研究会におけるこれまでの議論経過は以下のとおり。
- 1) 昨年度各社から届出のあった音声/データ接続料について総務省で精査した結果、**接続料原価の抽出プロセス（ステップ1）のうち、特に原価に占める割合の高い減価償却費及び施設保全費を配賦する際に用いられる「固定資産価額比」を音声/データのトラフィック比に基づいて算出すべきこと等を論点として提示。**【第71回会合】

●原価の適正性確保に向けた論点

- ステップ1の音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦に関する考え方について確認・検証を行うことが適当ではないか。例えば、**固定資産価額比については、音声/データ伝送役務のトラフィック比に基づいて算出することについて検討してはどうか。**
- ステップ1における音声伝送役務/データ伝送役務の費用計上の考え方に変更が行われた場合、音声伝送役務/データ伝送役務に計上される費用が変動し接続料水準への影響が想定される。この場合、それぞれの接続料の負担事業者への影響についてどのように考えるか。例えば、**トラフィック比に基づいて固定資産価額比を算出した場合、ステップ1におけるデータ伝送役務の原価の配賦割合が現状よりも高くなることが想定されるが、データ伝送役務に係る接続料は一貫して遞減傾向にあることから、仮に原価が増加したとしても接続事業者及び利用者への影響は限定的と考えられるのではないか。**

- 2) ステップ1の考え方についてヒアリングを実施したところ、**ステップ1における音声/データ間の費用配分について、各社で仕上がりが大きく異なることが明らかとなり、構成員から各社のステップ1における詳細な考え方についてレビューが必要である点指摘。**【第72回会合】

●構成員意見

- 現状をきちんと示してほしい。**直課できるものはどのような設備でどの程度の金額なのか、一方直課できないものはどのような設備で、どのようなドライバで配賦しているのか、たとえば現状どの程度トラフィック比で配賦しているのか、といったことをレビューして、適正性を議論することが必要。**
- トラフィックに連動しない固定資産の配賦基準について、**少なくとも、VoLTE交換機、サービス制御系装置、障害対策システムといったもの毎に配賦基準を設定しているといったぐらいの説明は、各社に提出を求めることが必要。**
- **各社の仕上がりがありあまりに違いすぎるので、考え方の違いがどのようにアウトプットとして表れてくるのか、整合的な説明が可能なのかについて調整が必要。**

- 3) 構成員からの指摘を踏まえ、**各社ステップ1における費用配分方法の詳細について確認。**各社の費用配分方法の詳細が各社の対外秘情報に該当することを踏まえ、文書にて構成員からの指摘を集約。【第73回会合】

◆ 原価抽出プロセスの適正化について議論する上では、**各社へのヒアリング及び構成員意見を踏まえて、以下の通り議論のポイントを整理してきたところ。**

現状

1) 原価抽出プロセスのステップ2・3については一定程度明確化。一方で**ステップ1**については、**本研究会において適正性が検証されていない。**

2) 音声/データ接続料の原価の構成比を確認すると、**いずれの社においても減価償却費/施設保全費が占める割合が高い。**

3) 減価償却費/施設保全費の配分に当たっては、**音声/データへ「直課」される費用のほか、「配賦」される費用については固定資産価額比を配賦基準として採用している。**

4) 固定資産価額比の算出方法について確認したところ、**各社間で算出に当たっての考え方が大きく異なる**ことが明らかとなった。

5) 固定資産の音声/データ間の配分に当たっては、**トラヒック比以外の考え方に基づいて各役務に帰属させることが適当なものも存在する。**

議論のポイント

ステップ2・3については一貫性を確認するとともに、**ステップ1**について重点的に検証

まずは、**ステップ1**における減価償却費/施設保全費の配分について確認

「直課」される費用の適正性及び配賦基準である**固定資産価額**の考え方について確認

固定資産価額比を利用実態に応じたものとする観点から**トラヒック比**に基づく算出の是非について検証

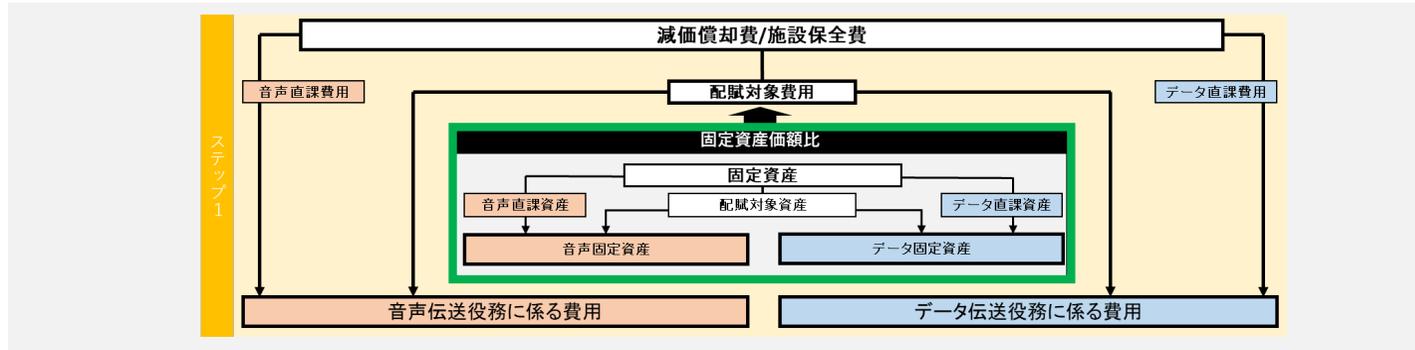
各社が**トラヒック比以外の考え方**を採用することが適当と主張する資産についてその妥当性を確認

◆ 今回の会合においては、**各社から提示のあった原価抽出プロセスの詳細及び各社の原価抽出プロセスに対する構成員指摘を踏まえて方針整理を行う。**

- ◆ 各社がステップ1において現行採用している考え方のうち(a)固定資産価額比の算出プロセス及び(b)音声/データ原価の算出プロセスについては、本研究会における各社ヒアリング及び事務局からの追加質問事項を通じて明らかとなったところ。

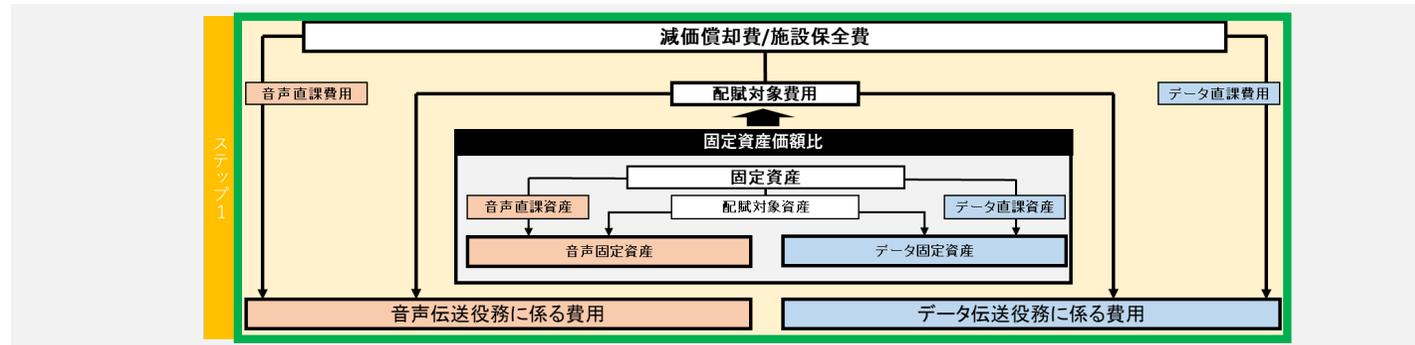
(a) 固定資産価額比の算出プロセス

- 固定資産価額（帳簿価額）比の詳細な算出方法を確認するに当たっては、事業者ヒアリングにおいて①音声伝送役務の提供のみに用いられる音声直課資産が一定程度存在するとの意見及び②全ての配賦対象資産についてトラヒック比に基づいて配賦することは適当ではないとの意見が示されたことを踏まえ、資産項目ごとに①音声直課資産の概要と当該資産を直課する理由及び②配賦対象資産のうちトラヒック比以外の配賦基準を用いる項目及び当該配賦基準を用いる理由についても確認を実施。



(b) 音声/データ原価の算出プロセス (ステップ1)

- 音声/データ原価の算出プロセスについて確認するに当たっては、固定資産価額比が適切に算出され、配賦対象費用が適正に配賦された場合であっても、直課費用が恣意的に決定された場合には、ステップ1全体の適正性が乏しくなってしまう点を踏まえ、直課費用の概要と当該費用を直課とする理由についても確認を実施。



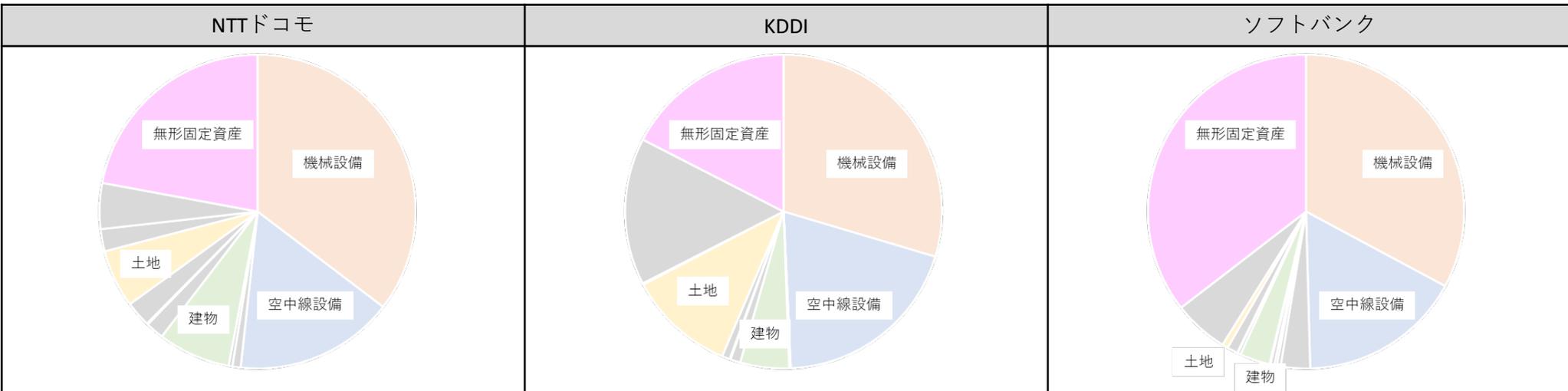
[参考](a) 固定資産価額比の算出プロセス[概要]

(百万円)

■ 固定資産価額比の概要

| NTTドコモ | KDDI | ソフトバンク |
|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| | | |
| 固定資産価額比 12.8% : 87.2% | 固定資産価額比 23.8% : 76.2% | 固定資産価額比 26.0% : 74.0% |

■ 固定資産の構成比



[参考](a) 固定資産価額比の算出プロセス[機械設備]

■音声/データ間の資産配分

(百万円)

| NTTドコモ | KDDI | ソフトバンク |
|---------------------|----------------------|----------------------|
| | | |
| 音声/データ比率=6.9%:93.1% | 音声/データ比率=19.0%:81.0% | 音声/データ比率=25.2%:74.8% |

■主な音声直課資産

| NTTドコモ | KDDI | ソフトバンク |
|--------|------|--------|
| | | |

■ 主な配賦対象資産の配賦基準の算出方法

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

■ 音声/データ間の資産配分

(百万円)

| NTTドコモ | KDDI | ソフトバンク |
|---------------------|----------------------|----------------------|
| | | |
| 音声/データ比率=3.0%:97.0% | 音声/データ比率=25.6%:74.4% | 音声/データ比率=30.0%:70.0% |

■ 主な音声直課資産

| NTTドコモ | KDDI | ソフトバンク |
|--------|------|--------|
| | | |

■ 主な配賦対象資産の配賦基準の算出方法

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

■ 音声/データ間の資産配分

(百万円)

| NTTドコモ | KDDI | ソフトバンク |
|---------------------|----------------------|----------------------|
| | | |
| 音声/データ比率=6.9%:93.1% | 音声/データ比率=26.8%:73.2% | 音声/データ比率=30.9%:69.1% |

■ 主な音声直課資産

| NTTドコモ | KDDI | ソフトバンク |
|--------|------|--------|
| | | |

■ 主な配賦対象資産の配賦基準の算出方法

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

■ 音声/データ間の資産配分

(百万円)

| NTTドコモ | KDDI | ソフトバンク |
|---------------------|----------------------|----------------------|
| | | |
| 音声/データ比率=6.0%:94.0% | 音声/データ比率=27.5%:72.5% | 音声/データ比率=25.7%:74.3% |

■ 主な音声直課資産

| NTTドコモ | KDDI | ソフトバンク |
|--------|------|--------|
| | | |

■ 主な配賦対象資産の配賦基準の算出方法

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

■ 音声/データ間の資産配分

(百万円)

| NTTドコモ | KDDI | ソフトバンク |
|----------------------|----------------------|----------------------|
| | | |
| 音声/データ比率=22.0%:78.0% | 音声/データ比率=24.2%:75.8% | 音声/データ比率=24.1%:75.9% |

■ 主な音声直課資産

| NTTドコモ | KDDI | ソフトバンク |
|--------|------|--------|
| | | |

■ 主な配賦対象資産の配賦基準の算出方法

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

■音声/データ間の資産配分

(百万円)

| NTTドコモ | KDDI | ソフトバンク |
|----------------------|----------------------|----------------------|
| | | |
| 音声/データ比率=32.5%:67.5% | 音声/データ比率=26.4%:73.6% | 音声/データ比率=27.4%:72.6% |

■主な音声直課資産

| NTTドコモ | KDDI | ソフトバンク |
|--------|------|--------|
| | | |

■ 主な配賦対象資産の配賦基準の算出方法

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

■ 音声/データ原価算出の概要

(百万円)

| | NTTドコモ | KDDI | ソフトバンク |
|-------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 減価償却費 | | | |
| | 音声/データ比率=21.5%:78.5% | 音声/データ比率=21.9%:78.1% | 音声/データ比率=27.1%:72.9% |
| 施設保全費 | | | |
| | 音声/データ比率=13.0%:87.0% | 音声/データ比率=23.6%:76.4% | 音声/データ比率=22.3%:77.7% |

■ 主な音声直課費用

| NTTドコモ | KDDI | ソフトバンク |
|--------|------|--------|
| | | |
| | | |

論点

ステップ1の音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦に関する考え方について確認・検証を行うことが適当ではないか。例えば、固定資産価額比については、音声/データ伝送役務のトラヒック比に基づいて算出することについて検討してはどうか。

- ◆ 本論点は、これまで適正性が検証されてこなかった原価抽出プロセスのステップ1について、トラヒック比に基づく固定資産価額比の算出を原則化することを通じて適正性の向上を図る目的で事務局から提示したものであるが、構成員からは**固定資産価額比をトラヒック比に基づいて算出することの是非について議論する以前に、各社がステップ1において採用している現行の考え方が適当であるかを検証する必要があるとの指摘**があった。
- ◆ また、事業者からは**仮にトラヒック比に基づく固定資産価額比の算出を原則とする場合であっても、トラヒック比以外の考え方に基づいて音声/データ通信役務間で配賦を行うべき資産や一方の役務にのみ帰属するものとして直課される資産が一定程度存在するとの指摘**があった。
- ◆ こうした構成員及び事業者からの指摘を踏まえ、**本論点については、以下のとおり細分化して整理**。

論点①-1：原価抽出プロセス（ステップ1）における各社の現行の考え方は適当か。

論点①-2：考え方の見直しが必要な場合、トラヒック比に基づいて固定資産価額比を算出する考え方は適当か。

論点①-3：トラヒック比に基づいて固定資産価額比を算出することとした場合に留意すべき点はあるか。

- ◆ 原価抽出プロセス（ステップ1）において各社が現行採用している考え方は、本研究会における各社ヒアリング及び事務局からの追加質問事項について明らかとなったところ、構成員より特に指摘があった点は以下のとおり。

(a) 原価計算の原則との整合

ヒアリング結果

- 会計の整理にあたっては、収益と費用の関係を踏まえた整理が重要であり、設備投資やコスト投下によって、移動体事業や固定事業、音声役務・データ役務それぞれだけ収益を獲得できるか、という考え方をベースに投資判断を実施。そのため、_____。これまでの会計整理の考え方は法令にも則ったものであり、その整理方法や結果は、配賦基準を含めて監査法人によって監査を受けており、否定されるものではない。【KDDI】
- 原価計算の原則は、経営資源の使用・利用・消費したことに基づく受益者負担の価値移転による計算であり、そういった利用や消費の因果関係が分からないようなときに初めて、例外的に負担力に基づく価値回収の計算が行われる。そのため、価値回収的な計算が交ざっている点は非常に違和感があり、それを配賦基準とするのであれば、それが例外的に認められるような説明が必要。【第71回会合・高橋構成員】
- KDDIの考え方 _____ が全くないとは言わないが、この考え方での配分が多いことに関しては適正であるかどうか少し疑問。【第72回会合・佐藤構成員】
- 監査法人による監査は、財務会計作成について、投資家・債権者向けの情報の質を担保するものであり、接続料原価計算の質を保証するものではない。【第72回会合・高橋構成員】
- KDDIの考え方 _____ は、コスト以外の要因が入ってくるので適切ではない。【辻座長（書面）】
- _____ 【高橋構成員（書面）】
- KDDIは他事業者とは異なり _____ 配賦基準としている。その際、 _____ という事業者の主観的要素に基づいた基準であり原価の適正性確保が十分とは言い難いとの主張も想定される。【西村（暢）構成員（書面）】

論点①-1:原価抽出に関する現行の考え方

◆ 会計学においては、**価値移転的原価計算が原則であり、「負担力主義」に代表される価値回収的原価計算は例外的に採用される考え方**である。

● 岡本清.『原価計算』.[6訂版].国元書房.2000.4 p158-159/p362

2. 製品別配賦基準選択の一般原則

製造間接費を製品別に配賦するときは、上述の配賦基準のなかから、その工場の実情に応じて、**それぞれもっとも適当と思われる基準を選択しなければならない**。その場合、適当と判断する基準は、次のとおりである。

(1) 価値移転的原価計算の場合

通常の原価計算は、**価値移転的原価計算**である。たとえば素材を消費して仕掛品を作ると、素材のなかにはいつていた価値が仕掛品へ移転する。仕掛品を消費して製品を作ると、仕掛品のなかにはいつていた価値が製品へ移転すると考える。このように**投入と算出の因果関係を重視し、投入された原価材のなかに入っていた価値が製品へ移転したと考えて、その移転過程をできるだけ正確にとらえるのが、通常**の原価計算である。(略)

(2) 価値回収的原価計算の場合

ごくまれであるが、原価計算を負担力主義にもとづいて行うことがある。これは、**原価を収益性の高い製品へ余分に負担させるもの**であり、後述する直接材料費基準を使用する根拠になる。(略)

現行の原価計算は、**価値移転的原価計算であって、負担力主義の原価計算ではない**(略)しかし**連産品原価の計算では、元来各種連産品毎に製造原価を計算すること自体が不可能なのであるから、正常市価基準で連結原価を各種連産品へ按分ないし配賦することが例外として認められるわけである**。

● Horngren, C.T and G. Foster, "Cost accounting : a managerial emphasis" , 6th ed, N.J. : Prentice Hall,c1987 p413-414

... The criterion chosen in a specific decision should be guided by the dominant purpose to be served by the cost allocation. This text emphasizes **the superiority of the cause-and-effect criterion when the purpose of cost allocation is related to resource allocation decisions or motivation**. ...

EXHIBIT 12-2 Criteria to Guide Cost Allocation Decisions

| |
|--|
| 1. Cause and effect . This criterion identifies the outputs of the cost pool ... and allocates the costs in proportion to the services provided |
| 2. Benefits received. This criterion identifies the beneficiaries of the outputs of the cost pool and allocates the costs in proportion to benefits received. ... |
| 3. Fairness or Equality. This criterion is often cited in government contracting where cost allocations are the means for establishing a mutually satisfactory price. ... |
| 4. Ability to bear . This criterion advocates allocating costs in proportion to the cost objective's ability to bear . An example of is the allocation of corporate executive salaries on the basis of divisional profitability ; the presumption is that the more profitable divisions have a greater ability to absorb corporate headquarters' costs. Note the similarity of this criterion to the justifications given by legislators of progressive income tax rates. |

(概要) 配賦を行う際の基準は費用配賦によって果たされる目的に基づいて決定されることが必要であり、本テキストでは**費用配賦の目的がリソース配分の決定等に関連する場合には、因果関係基準 (Cause and effect) に優位性があることを強調**。

- ・ **因果関係基準 (Cause and effect) とは提供されたサービスに応じて原価を配賦する考え方**。
- ・ **負担力基準 (Ability to bear) については、原価計算対象の負担力に応じて配賦をする考え方**であり、企業の各部門を担当する幹部の給与について、各部門の収益性を基準に配賦する場合等に用いることが適当。

(b) 資産区分の考え方（「エリア展開のための設備」を区分する考え方）

ヒアリング結果

- 費用を各設備区分に直課させ、または因果性（コスト・ドライバー）に基づき合理的・適切に帰属（配賦）させることが接続会計の原則であり、こうした考え方に基づいて直課・配賦を実施。移動通信の設備構築には①需要に拠らないモビリティ・社会インフラとしての設備投資、②需要増に対する設備投資の2つの側面があり、。。【ソフトバンク】

- 「面的カバー」という言い方をしているが、トラフィックに連動しない固定資産の配賦基準について、少なくとも、VoLTE交換機、サービス制御系装置、障害対策システムといったものに配賦基準を設定しているといったぐらいの説明が必要。各社の配賦基準の違いについて、考え方のすりあわせが必要。【第72回会合・関口構成員】
 - （エリア展開が開設指針の要請によるものであるという主張について、）そういった場合でも、経営上の判断で投資を行う場合と、開設指針等の別の要請から投資を行う場合があり、多くは経営判断によるもののように思う。通信というのはネットワークの外部性があり、その地域につながっていることのメリットが大きいことから、基本的にビジネス戦略により、需要がそれほど多くないところであっても現在投資していると理解。そういった地域で投資したものについて、トラフィック比ではないとすれば何で配賦するのが適切なのかという議論が必要。【第72回会合・佐藤構成員】
 - ソフトバンクの「エリア展開等の観点から最低限必要な設備」は、そのような設備内容と金額をLRICでユニバコストを推定したように、地域の人口、人口密度、地区の地勢（山間部の面積）、さらには住民の年齢構造、産業構成といった要素も加えて算出することは理論的に可能であるが、現実的に困難である。厳密に推定できなければ、恣意性が入る余地がでる。また、その設備を音声/データ間でことの根拠は乏しい。【辻座長（書面）】
 - 基本的なキャパシティの維持に関わるコストと、増分部分で追加されるコストを別々の配賦基準で配賦することには一理ある。しかしながら、その線引きをどのようにしているのかということについて詳しい説明が必要。【第74回会合参考資料・高橋構成員】
 - ご意見は理解できますが、エリア展開に必要な最低限の設備は主要固定部分※に相当。これをで分担すると、音声接続料の分担が大きくなりすぎる。音声とデータのトラフィック比（QoSを考慮した）あるいは収益比にすべきと考える。ただ、いずれにせよ主要固定分の影響が大きいと接続料金の当初の思想からずれてくるように思う。まだスタートアップ段階の小規模事業者については、過渡期の配慮も必要と思うが、それによって通信費用を負担する発信側利用者から直接見えない着信接続料を過度に上昇させない配慮が必要。【酒井構成員（書面）】
- ※ 電話のコストは(1)呼数比例部分、(2)呼量（トラフィック）比例部分、(3)利用者回線数比例部分、(4)土地、建物などの主要固定部分、に分類。固定部分については、どの装置にもある程度固定部分があり、処理量が増えると装置自体を増設するが、ここでは土地、建物のような殆ど増設の無い部分を指す。

(c) 直課項目/トラフィック比以外の配賦基準の適正性

ヒアリング結果

➤ 本研究会第73回会合において、現行の原価算出プロセスのステップ1のうち、

- ① 固定資産価額比の算出時に音声に直課している資産の概要
- ② 固定資産価額比の算出時にトラフィック比以外の基準で配賦されている資産の概要
- ③ 音声伝送役務に関連する費用の算出時に音声に直課している費用の概要

について各社から示された。(NTTドコモ/KDDI/ソフトバンク)

- トラフィックに連動しない固定資産の配賦基準について、少なくとも、VoLTE交換機、サービス制御系装置、障害対策システムといったもの毎に配賦基準を設定しているといったぐらいの説明が必要。各社の配賦基準の違いについて、考え方のすりあわせが必要。【第72回会合・関口構成員】(再掲)
- 音声とデータの配賦の考え方をMNO 3社間で統一するためには楽天モバイルを加えたメンバーでNGNにおける優先パケットの時と同様なWGを作って集中的に検討する必要があるのではないか。【相田構成員(書面)】
- MVNOの接続料の予見可能性を高めるためにも、共通の資産・費用の算出方法や配賦基準の統一化は必要である。これらの実現に向けて、毎年総務省において確認していくことは必須と思われる。【辻座長(書面)】

【西村(暢)構成員(書面)】

方針整理案

1) 固定資産価額比の算出

- ◆ 固定資産価額比の算出について、各社に詳細な考え方を聴取したところ、各社において採用している考え方が異なることが明らかとなった。事業者間で算出プロセスが異なること自体は直ちに問題ではないが、以下に掲げるとおり、接続料の適正性向上の観点から、**各社の採用するプロセスに改善の余地があることを踏まえれば、まずは、接続料の適正性向上の観点から、毎年度の接続料検証に際して固定資産価額比の算出プロセスの適正性についても検証することが適当**ではないか。このため、特に①音声/データ間で配賦する資産の額及び配賦基準の考え方、②音声/データのいずれかに直課する資産の額及び考え方については新たに届出様式を追加し、総務省における毎年度の検証を可能にすることが**適当**ではないか。
 - ・ 一般に原価計算は原則として受益者負担の考え方に基づいて行われるべきであり、音声/データ間で原価を配分する際には利用者の利用実態に応じた固定資産の配賦を行うことが**適当**である。具体的には、音声/データ間の配賦対象となる資産を配賦するに当たっては、二種会計規則に規定されているとおり、回線数比又は取扱量比による配賦を原則とすることが**適当**であり、例えば一部事業者が固定資産の配賦に際して用いている考え方 については上記原則に基づいて見直しが必要と考えられる。
 - ・ 今次検証においては、一部事業者が、通信設備を「エリア展開に要する設備」と「需要増に対応する設備」に分類し、それぞれに異なる配賦基準を採用していることの妥当性について議論を行ったが、**通信設備の分類方法及び適用する配賦基準について恣意性が入る余地があるとの指摘を踏まえ、配賦の考え方を見直すことが適当**ではないか。

2) 「減価償却費」「施設保全費」の音声/データ間の配分

- ◆ ステップ1における「減価償却費」「施設保全費」の配分について、各社に詳細な考え方を聴取したところ、各社において採用している考え方が異なることが明らかとなった。事業者間で配分の考え方が異なることは直ちに問題ではないが、**各社の考え方の違いが音声/データ間の配分結果にどのように影響するかについて明確化することが必要であるとの指摘があったこと及び各社における直課/配賦の割合の違いが音声/データ間の配分結果の違いに寄与していると想定されることを踏まえれば、接続料の適正性向上の観点から、毎年度の接続料届出に際して①直課/配賦の割合、②各役務に直課する費用項目・額、③当該項目について直課とする理由等についても提出を求めることが適当**ではないか。

背景

- ◆ 原価抽出プロセスの制定当時は音声/データ伝送役務が基本的に別々の設備により構築されていることを前提としていたところ、現在では両役務は基本的に共通の設備を用いることによって提供されるようになった。こうした状況は、**音声**（光IP電話等）**及びデータ**（フレッツ光・コラボ光等）**の双方で用いられるNTT東日本・西日本のNGNにおける状況と同様**であると考えられ、NGNの接続料算定において用いられている考え方を参照することが考えられる。
- ※ 現在、NGNの接続料算定においては、音声・データで専有的に利用している設備のコストはそれぞれの適用接続料に直課した上で、**音声・データで共用する設備のコスト**（NGNにおいては伝送路、中継ルータ等）**については、トラフィック比**（ポート実績トラフィック比）**を基本**としつつ、音声等における通信品質の確保に要する帯域を考慮（QoS制御係数）して配賦している。（結果として、現在の適用接続料（令和4年4月～令和6年12月）においては、例えば**伝送路では音声**（光IP電話接続機能等）**：データ**（一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能等）**で、** **で配賦**）

ヒアリング結果

- **すべての資産に対してトラフィック比を適用することは適切ではなく、トラフィックとの関連性の高い資産を対象とする等、各社の設備態様に応じて適切な配賦基準を設定することが適切。トラフィックに連動しない固定資産（VoLTE交換機、サービス制御系装置、障害対策システム等が該当）は、それぞれに応じた適切な配賦基準を設定することが適当。【NTTドコモ】**
 - 仮に配賦基準についての考え方を見直す場合には想定される課題（後述）に対する丁寧な議論が必要。【KDDI】
 - 固定資産価額比の算出において、**音声とデータ共通費用を「トラフィックのみ」でコスト配賦することは不適切**であり、従来どおり、コスト・ドライバー等に基づく合理的・適切な配賦（帰属）及び集計を維持することが必須。【ソフトバンク】
 - **音声/データ伝送役務で共用する設備の「減価償却費」及び「施設保全費」の配賦について、NGNと同様に固定資産価額比をトラフィック比に基づいて算出することは、MNO各社の算定方法の共通化に繋がることから望ましい。【MVNO委員会】**
- **トラフィックだけで配賦するのは無理があるとの意見には賛同。【第72回会合・関口構成員】**
 - **現在選択肢として挙がっている配賦基準の中では、トラフィック比が3社を比較する上でもっともシンプルでかつ透明性や恣意性排除の点で望ましいと思われる。【辻座長（書面）】**
 - **回線数比はできるだけ避けるべき。【酒井構成員（書面）】**

方針整理案

- ◆ 固定資産価額比をトラフィック比により算出することが透明性や恣意性排除の観点から望ましい一方で、一部の資産についてはトラフィック比以外の配賦基準を用いることが適当な場合があることが確認された。このことを踏まえれば、**トラフィック比による配賦を原則とし、例外的にトラフィック比以外の基準によって配賦する項目については特に重点的に、毎年度の接続料検証に当たってその一貫性を確認することが適当**ではないか。

ヒアリング結果

[音声通信の特性の考慮]

- 配賦基準にトラフィック比を用いる場合においても、**音声トラフィックはその品質確保のためにQoSにより優先的な通信を行っている点を考慮することが適当。**【NTTドコモ】
- **音声サービスの安定提供はデータ通信と比べ、相対的に社会的影響が甚大であり、より安定的な保守運営を求められる点や求められる技術基準が高く恒常的な設備投資・設備管理が必須である点に留意が必要。**【ソフトバンク】

[詳細に関する事業者間の調整]

- **以下の課題に対する丁寧な議論が必要。**【KDDI】
 - ＜トラフィックデータに関する定義等＞
 - ・**使用すべきデータの定義、測定箇所や抽出条件、重み付けの要否等**
 - ・**上記データの取得の可否や各社における条件の整合性等**
 - ＜適用対象設備・費用の範囲＞
 - ・トラフィック比を用いた固定資産価額比について、どのような設備、費用項目に適用することが適当か

[接続料収支への影響]

- 非指定事業者がLRICミラー等を接続料に設定している場合、**収支差が拡大する懸念があるため、公正競争上の観点から、必要な措置を講じる必要がある。従って、将来のIP化を踏まえ、ビル&キープ方式の導入や非指定事業者の接続料の考え方を同時に議論・整理すべき。**【NTTドコモ】
- **仮に移動体接続料のみ見直しを行った場合、音声接続料の大幅減が見込まれ、MNOの経営に与える影響が大きい。**【KDDI】

- **トラフィック比と言ってもQoSも考慮したほうが良いのではないかとの意見があった。ただ、実際にこれをどこまでするかを検討を厳密に行うのは難しいと思うので、こういった考慮をしながらある程度のところでうまく収める必要がある。**【第72回会合・酒井構成員】
- **トラフィック比を計算する場合、ソフトバンクの主張のように、音声パケットにはショートパケットが多い等の特徴があることまで考慮すると、厳密にQoSを考慮した、音声、データの重みづけを求めることは容易ではない。NGNの際に求めた重みづけも、ある程度モデルを単純にしてある。従って、過度にモデルを複雑化しないよう、かつ方式を統一するよう配慮すべき。**困難な部分について、音声/データの収益比という考え方も一定の合理性がある。【酒井構成員（書面）】
- **電話の呼数比例分コストは電話直課装置のみで発生しますので、共用部分についてはQoSを考慮したトラフィック比が適当。**ただ、厳密にQoSを考慮したトラフィック比を求めることが困難な場合は、電話/データの比率を収益比、財産費等で近似する、あるいはQoSの影響を考慮しないトラフィック比で近似することにも一定の合理性があるように思う。【酒井構成員（書面）】

- ◆ その他ステップ1を適正化する上で確認すべき事項として、(a) 音声サービスの品質確保のため優先的な通信を行っている点について考慮が必要であるとの意見や、(b) トラフィック比に基づいて固定資産価額比を算出する場合、各社の測定方法を統一させることが必要との意見があった。
- ◆ (a) については優先通信を行っていることをトラフィック比の算定上どのように考慮するべきかについて、各社へ考えを聴取し、(b) については各社の測定箇所について聴取した。

(a) QoSの反映方法

NTTドコモ

- NGNコストドライバの見直しに関するワーキンググループにおける検討の結果の中で示された手順に基づいて、算定された係数を用いて共用設備費用を品質クラス別に配賦する際に重み付けすることが適当ではないかと考えます。

KDDI

- QoSを考慮することについては既にNGNのコスト配賦において議論されたこともあり、移動体事業者のコスト配賦においても、その考え方を整理したうえで反映することは一定の合理性はあると考えます。
- なお、現時点において計算方法や根拠について、弊社では具体的な考えは持ち合わせておりません。

ソフトバンク

赤枠内構成員限り

(b)トラフィックの測定に関する考え方

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

方針整理案

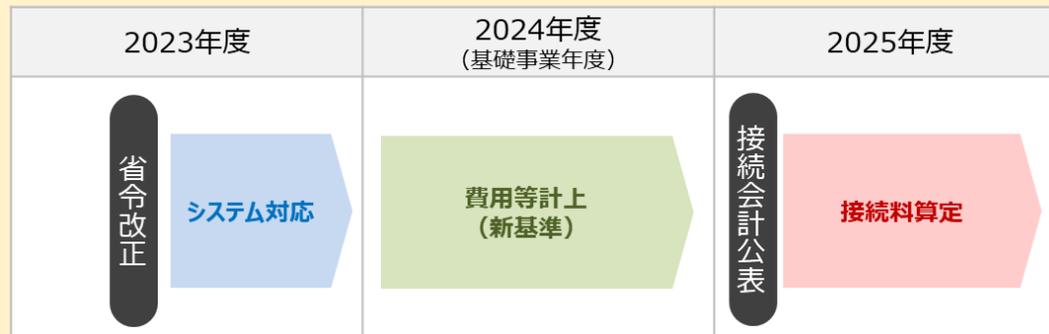
- ◆ 固定資産価額比を算出する際には、音声通信の特性（QoSにより優先的な通信を行っていることやデータ通信に比して重大事故基準/技術基準が厳格であること等）やトラフィックの測定箇所について考慮すべきとの意見があったところ、こうした詳細な項目の取扱いについては、各社が接続料水準について試算を行う際に検討することが適当ではないか。

論点

ステップ1における音声伝送役務/データ伝送役務の費用計上の考え方に変更が行われた場合、音声伝送役務/データ伝送役務に計上される費用が変動し接続料水準への影響が想定される。この場合、それぞれの接続料の負担事業者への影響についてどのように考えるか。例えば、トラヒック比に基づいて固定資産価額比を算出した場合、ステップ1におけるデータ伝送役務の原価の配賦割合が現状よりも高くなることが想定されるが、データ伝送役務に係る接続料は一貫して逡減傾向にあることから、仮に原価が増加したとしても接続事業者及び利用者への影響は限定的と考えられるのではないかと。

ヒアリング結果

- モバイル事業者間の公正性の確保の観点から、音声接続料について、MNO間の水準差が縮小する方向の見直しについては賛同。**データ接続料は逡減傾向にあるものの、データ伝送役務の原価の配賦割合が増加するため、接続事業者及び利用者への影響は限定的であると断言はできない。**【NTTドコモ】
- **音声/データ伝送役務の配賦基準を大きく見直すと、モバイルの音声接続料、データ接続料双方に大きな影響を与えることが想定。**データ伝送役務に係る接続料が逡減傾向にあることだけをもって接続事業者や利用者への影響が限定的とすることは適切ではない。また、音声・データの配賦基準の見直しによって、**既に公表している予測単価に大きな変動が生じるのであれば、MVNOの予見可能性が損なわれ、事業計画にも影響を与えることになることから、ステークホルダーから広く意見聴取等を行いながら、慎重に議論する必要がある。**【KDDI】
- 国民生活に不可欠なライフラインである音声サービスの接続料原価への配賦比率を減らすことで、①音声の重要性に伴う投資と回収するコストが実態と乖離することで適正なコスト回収が妨げられる、②**ほぼ全額コストがデータ負担となる結果、データ料金値上げやMVNOの接続料負担増となるリスクが大きく、過去の政策の方向性(MVNOのデータ接続料低廉化目標等)と明らかに矛盾する**、③各社の音声接続料単価の格差がなくなることにより、市場支配力を有しない事業者に不利益が生じ、規模の経済が働く通信業界においては公正競争を歪められる等の問題が生じる。【ソフトバンク】
- **音声/データ伝送役務で共用する設備の「減価償却費」及び「施設保全費」の配賦について、NGNと同様に固定資産価額比をトラヒック比に基づいて算出することは、MNO各社の算定方法の共通化に繋がることから望ましい。**【MVNO委員会】(再掲)
- **配賦基準の見直しに係るシステム対応や会計整理を行うための十分な準備期間を設ける必要があり、以下のようなスケジュールを進めることが考えられるのではないかと。**【NTTドコモ】



論点②：原価抽出プロセス(ステップ1)見直しの影響評価

ヒアリング結果

- 現時点で大きな課題がない中、また、近い将来の音声接続料へのビル&キープの導入、すなわち、音声接続料の水準多寡による市場影響の限定化を見据える中、今、政策的な観点から性急にデータ接続料原価の増加につながる見直しを行う必要があるのか、慎重な議論が必要。【KDDI】
- MVNOは既に届出されている予測接続料から事業戦略や投資計画等を策定・運営している状況であり、算定方法の見直しによるデータ接続料の急激な上昇など、MVNOの事業運営や市場競争に与える影響が大きいと想定される場合は、新たな算定方法への移行期間の設定や段階的な導入など、競争環境への影響を最小限としつつ移行することが望ましい。【MVNO委員会】
- システム対応や会計整理等には一定の期間を要することは理解できる一方、その期間の妥当性を確認することは必要であるとする。また、NTTドコモ資料では、新基準による費用計上について2024年度より実施する旨が記載されていたところ、データ接続料の水準はMVNO各社の事業計画等に大きく影響を及ぼすことから、まずは基準見直しによる影響把握を行い、新基準への移行期間や段階的導入など具体的な制度整備の在り方に向けた議論が行える環境を整えるのが良い。【第73回会合（参考資料73-2-4）・MVNO委員会】
- 非指定事業者がLRICミラー等を接続料に設定している場合、収支差が拡大する懸念があるため、公正競争上の観点から、必要な措置を講じる必要がある。【NTTドコモ】（再掲）
- 仮に移動体接続料のみ見直しを行った場合、音声接続料の大幅減が見込まれ、MNOの経営に与える影響が大きい。【KDDI】（再掲）

- 全体的に「なぜ今考え方の見直ししなければならないのか明確にしたい」といった意見があった。ビル&キープはすぐに実施するのではなく、指定事業者・非指定事業者含め義務化するかどうか等についてこれから議論を深めることになっており、現在はコストベースで接続料を決めるというルールのもと料金設定をすべき。その意味で、**長らくきちんと見直してきてこなかったこの点について、このタイミングで音声接続料の考え方を見直すのは適切な判断。**【第72回会合・佐藤構成員】
- （直課・配賦の現状について）レビューした上で、**企業の予見性・継続性に大きな影響を与えることが予想される場合は、激変緩和措置等の対策を行うことも当然議論が必要。**【第72回会合・佐藤構成員】

方針整理案

- ◆ 原価抽出プロセスの見直しを行う場合、音声接続料原価の一部がデータ接続料原価に振り替えられる。この場合、データ接続料原価が現状よりも増加することにより、**MVNOのデータ接続料負担の増加、MVNOの予見可能性の低下、データ料金の値上げ等のリスクがあること及び音声接続料原価が現状よりも減少することによりMNOの経営に影響する可能性があることの指摘**があった。こうした点を踏まえれば、**まずはMNO各社において原価抽出プロセスを見直した際の接続料水準への影響について試算を行い、当該試算の結果を評価した上で総務省において原価抽出プロセスの見直しスケジュールについて検討することが適当**ではないか。

[参考A] 接続料精算のスケジュール

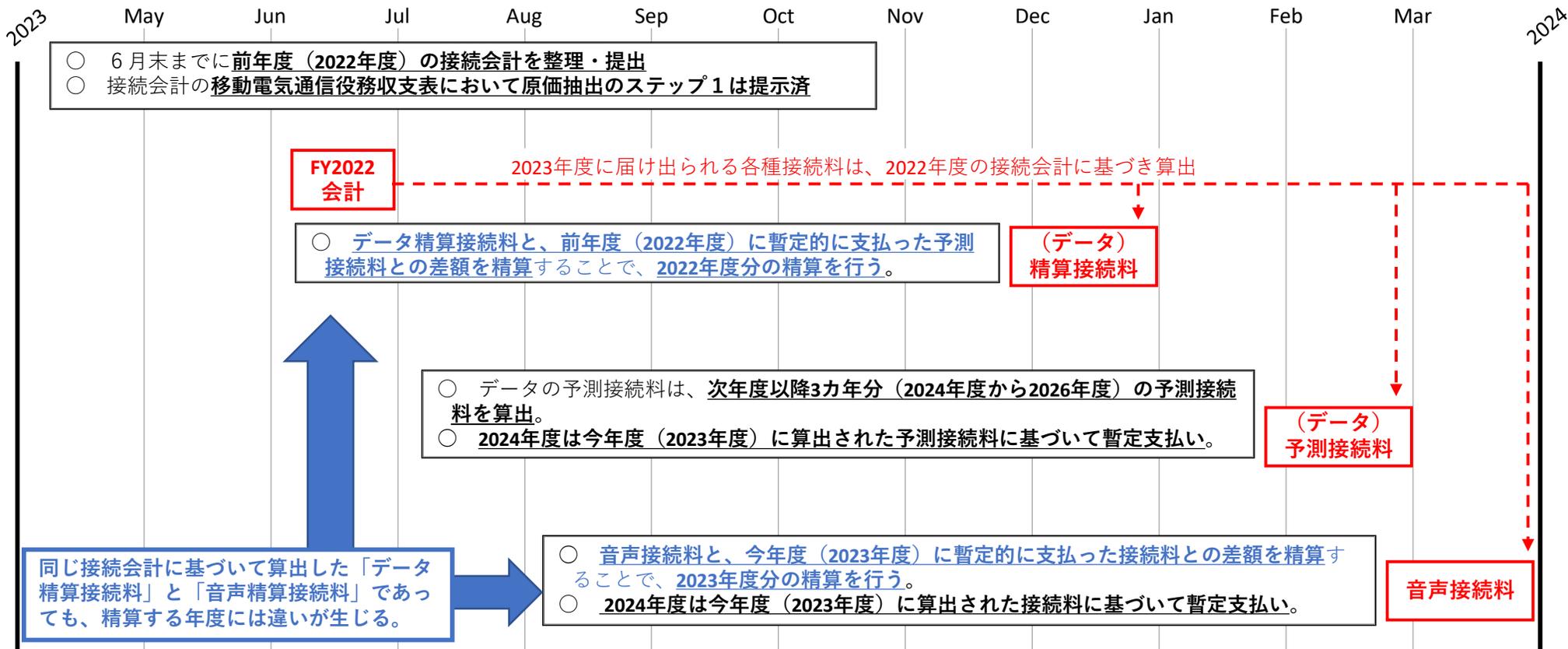
- ◆ 接続会計は事業年度終了後3ヶ月以内に総務省への提出が義務づけられており、例えば2022事業年度の接続会計は2023年6月までに提出される。
- ◆ 提出のあった接続会計に基づき、2022事業年度を基礎事業年度とする以下の接続料を算定。

(将来原価方式)

- ・ **データ予測接続料**：事業年度終了後11ヶ月以内（2024年2月まで）に届出。**2024年度から2026年度のデータ接続料の予測を提示。**

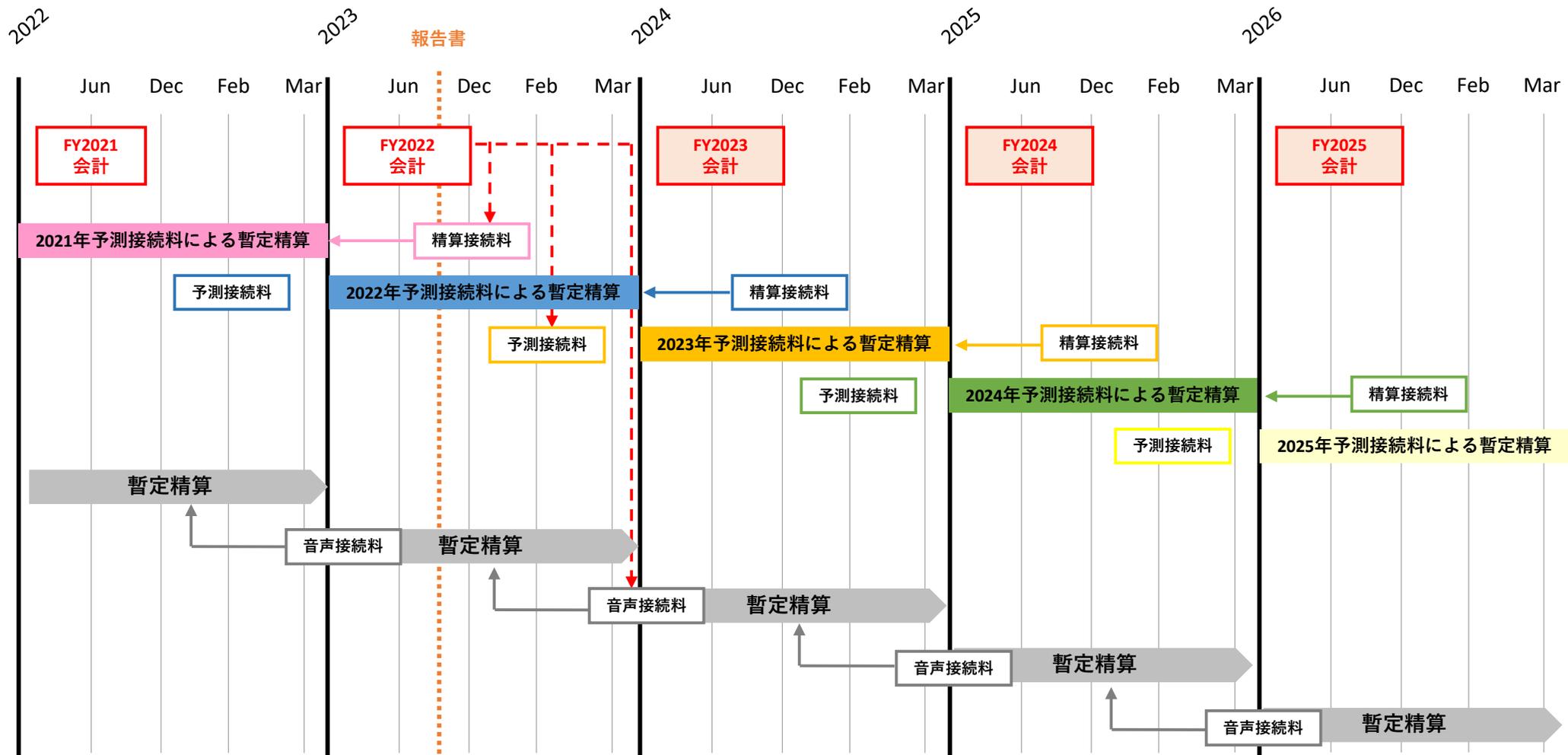
(実績原価方式)

- ・ **データ精算接続料**：事業年度終了後9ヶ月以内（2023年12月まで）に届出。**2022年のデータ接続料の精算に利用。**
- ・ **音声精算接続料**：事業年度終了後12ヶ月以内（2024年3月まで）に届出。**2023年度の精算に利用/2024年度も暫定適用。**



[参考B] 原価抽出プロセス変更のスケジュール検討

- ◆ 本件に関する今後の進め方については、2023年夏頃の取りまとめを想定しており、**2023事業年度の接続会計（2024年6月末公表）以降であれば原価抽出プロセスの変更を反映可能。**
- ◆ 各社による試算結果を踏まえMVNOへの影響が大きい場合には激変緩和措置を講ずることが必要との指摘があったことを踏まえ、**本年秋頃に各社へ原価抽出プロセス変更の影響評価・試算を依頼予定。**各社の試算結果を踏まえて激変緩和措置の要否及び原価抽出プロセスの移行スケジュールについて検討。



論点

- ◆ ステップ2・3については、引き続き毎年度の届出において各社の考え方及び配賦・抽出の状況を確認し、一貫性が担保されていることを確認することが適当ではないか。
- ◆ 各費用項目を直課/配賦とする理由及び配賦とした場合の配賦比率の算出方法については、備考欄を用いて可能な範囲で説明することが適当ではないか。

ヒアリング結果

- 毎年度、**接続料の届出前に、総務省へ算定方法や考え方の説明を実施**。接続料算定の適正性を確保する観点から、**算定方法や考え方に変更があった場合には、その旨とその理由を併せて説明する考え**。【NTTドコモ】
- **ステップ2・3について、これまでの議論を通じて、検証に必要な様式が規定されてきたと認識しており、これまで提示してきている様式を基に確認していくことが適当**。各費用項目における配賦基準及びその値や配賦比率の算出方法に関しては、既に様式（備考欄を含む）の中で記載。引き続きその中で確認をしていくことが適当。【KDDI】
- **算定方法は、特別な事情等がなければ継続性の観点から基本的に変わらないものと考えているため、引き続き様式にて報告するとともに、算定方法の変更等状況に変化があった場合には当該様式の備考欄へ記載する考え**。また、配賦とした場合の配賦比率の算出方法については既に備考欄へ全て記載。各費用項目を直課/配賦とする理由については、当社はシステムや管理会計等での管理において特定可能なものは直課、特定できないものを配賦としており、当該説明を備考欄に記載することの必要性は高くない。【ソフトバンク】

方針整理案

- ◆ ステップ2・3における配賦・抽出については、各事業者が採用している考え方に一貫性があることを担保する観点から、毎年度の届出に際して引き続き状況を確認することが必要と考えられる。**各費用項目を配賦とした場合の配賦基準及び当該配賦基準の算出方法等については、現行様式の備考欄に一部記載されているところ、考え方の一貫性を経年で確認する観点から引き続き可能な範囲で記載を求めることが適当**ではないか。

予測値の算定方法

ヒアリング結果

3) MVNOへの情報提供について

- MVNOの事業運営における予見可能性を高める観点から、予測に用いた算定方法及び見込みの考え方に加えて、**予測値と実績値の差異及び予測値と予測値の差異の理由についても積極的に情報開示を行う考え**。【NTTドコモ】
- **MVNOのご要望に応じて書面又は対面にて情報開示を行っており、引き続き情報開示に努めていく考え**。【KDDI】
- **MVNOに対しては、予測値と実績値の差異及び予測値と予測値の差異について、算定根拠として総務省殿に届出しているものと同様の内容を開示**。【ソフトバンク】
- 一部のMVNOから、「総務省告示（平成28年第107号）に示されている**具体的な算定方法（計算式等）が示されず、または示された場合であっても情報は不十分**」、「**現在の開示情報では、MVNO自らの努力でもって予測値の妥当性を検証するのは難しい**」との声があり、その状況に目立った変化は見られないとの認識。また、本研究会第6次報告書において「**予測値と実績値の差異及び予測値と予測値の差異**」についての積極的な情報開示等が適当と示された一方で、**現状においてもMNOによる情報開示は不十分と認識しており、予測算定時以降の状況変化が生じた場合の速やかな情報提供や、差異についての具体的な理由等の説明はなされておらず、MVNOで実績値の水準を予想することができない**という状況に変わりはない。MNOからMVNOに対する情報開示のさらなる充実を希望。【MVNO委員会】

方針整理案

1) 見込みの粒度について

- ◆ パラメータを設定する際に用いる将来の見込みについては、具体的かつ細かな粒度で示すことにより見込みとパラメータ設定との間の因果関係を明確化することが適当であると考えられる。
- ◆ 将来の具体的な見込みが存在しない項目についても、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」において示されている具体例の粒度を参照し、可能な限り細かな粒度で記載することが適当ではないか。

●MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（抜粋）

予測値の算定に当たっては、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、設備管理運営費及び正味固定資産価額の全ての算定区分並びに需要の予測値について、予測対象年度における見込みを反映することが求められる。ただし、見込みを用いる場合と見込みを用いない場合を比較した上で、見込みを用いない場合が、接続料の算定の適正性に確実に資するときは、この限りではない。

例えば、第二種指定設備管理運営費及び正味固定資産価額における予測値の算定では、予測対象年度における基地局等の整備見込み及びシステム更新予定、会計方針及び会計基準の変更（加速償却、除却、減価償却方法の変更）等を、「需要」における予測値の算定では、データ伝送容量の拡充予定等を適切に反映することが望ましい。

また、過去の実績値を用いる上で、予測値の算定作業を行う年度における年度途中の実績も可能な限り用いることが望ましい。

2) 要因分析とその反映について

- ◆ 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」が発生する要因の分析及び分析結果の次期算定への反映は、既に一部の事業者において行われているところ、引き続き積極的に分析結果をフィードバックすることで予測値の算定方法の更なる精緻化に努めることが適当であると考えられる。

3) MVNOへの情報提供について

- ◆ 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」について、情報開示告示（平成28年総務省告示第107号）に記載の「予測に用いた算定方法（計算式等具体的な考え方を含む。）」に関する情報の一環として積極的に情報開示を行うことが適当である点はこれまでも指摘されているところであり、一部MVNOからは情報開示が不十分であることが指摘されており、MNOにおいてはより積極的な情報開示に努めるとともに、総務省において引き続きMNOの情報開示状況を確認することが適当であると考えられる。

●平成28年総務省告示第百七号（抜粋）

（開示される情報）

第二条 施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ（1）に規定する情報は、次のとおりとする。

- 十 接続料規則第四条第一項の表に掲げる機能の将来原価方式（接続料規則第二条第二項第四号に規定する将来原価方式をいう。）を用いて算定される接続料について、第二種指定設備管理運営費（接続料規則第二条第二項第二号に規定する第二種指定設備管理運営費をいう。）及び需要に係る予測（過去の実績及び予測対象年度における見込みを含む。）に用いた算定方法（計算式等具体的な考え方を含む。）に関する情報

利潤

論点

- ◆ 「投資その他資産」及び「貯蔵品」については、引き続き予測の対象とする必要は認められないものの、今後もレートベース全体に占める割合の変化を観測し、一定の割合を超過した場合には予測の対象への追加を検討することが適当ではないか。
- ◆ 複数事業者で接続料の共同算定をする場合については、移動電気通信役務に係る正味固定資産の総額が明らかとなるように様式の追加を行うことが適当ではないか。
- ◆ 原価の精緻化に向け、「固定資産価額比」についてトラヒック比等に基づいて算出すべきであるとすれば、レートベースの大宗を構成する「正味固定資産」についても同様の考え方に基づいて音声・データ間で配賦することが適当ではないか。

ヒアリング結果

1) 「投資その他資産」及び「貯蔵品」の予測対象への追加について

- 「投資その他資産」のレートベースに占める割合は□、「貯蔵品」のレートベースに占める割合は□であり、レートベースに占める割合は僅少であることから、**予測接続料に与える影響は軽微**。【NTTドコモ】
- レートベースに占める投資その他資産及び貯蔵品の割合は小さく**影響は軽微であるため特に予測は不要**。【KDDI】
- 「投資その他資産」及び「貯蔵品」については、レートベースに占める割合が小さく**予測接続料へ与える影響は軽微であることから、現行通りの考え方で問題ない**。【ソフトバンク】

2) 共同算定の際の様式追加について

- 利潤の様式において、**共同算定事業者のレートベースにおける正味固定資産価額の総額を記載していることから、現状でも確認することが可能**。【KDDI】
- 各社間の取引による相殺は様式の「貸借対照表の合算」にて記載しており、□。また、様式の「役務別指定設備帰属明細表（レートベースの正味固定資産の算定）」も上記と同様の粒度で整理されていることから、□。【ソフトバンク】

3) 正味固定資産の考え方について

- **原価だけでなく正味固定資産価額についても同様に現行の考え方を維持すべき**であり、また、音声サービスの重要性や適切なコスト回収の観点からも、一律トラヒック比に基づいて算出することは不適切。【ソフトバンク】

方針整理案

- ◆ 「投資その他資産」及び「貯蔵品」については、レートベースに占める割合が引き続き僅少であり、**予測接続料への影響は軽微であることから予測の対象に追加せず、今後の動向を踏まえて判断することが適当**であると考えられる。
- ◆ 複数事業者で接続料の共同算定を行う場合に、移動電気通信役務に係る正味固定資産の総額が不明確であった点について、**事業者からは提出済の資料から各社間取引による相殺の考え方が類推可能であるとの意見が示されているが、こうした考え方は接続料届出の際に明示されることが接続料の適正性向上の観点から重要**であるとされる。
- ◆ **正味固定資産については固定資産価額比の算出方法と同様の考え方に基づいて算出されることが適当**であると考えられる。

需要

論点

- ◆ 各社の設備運用方針については引き続き一貫性が確保されているかとの観点から状況を確認することが適当ではないか。また、今次提出のあった設備運用方針に追加的に記載すべき内容について引き続き議論が必要ではないか。
- ◆ 「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁忙トラヒックの関係」については、現時点で問題は存在しないと考えられるものの、今後も引き続き確認し、他社に比べて著しく設備容量が過大であると考えられる社が現れた場合については、設備容量の設定方法について確認する等の措置が必要ではないか。
- ◆ 音声接続料の需要の算定方法については、各社で大きな違いがなく現時点では特段の問題は生じないと考えられるところ、今後算定の考え方に変更が生じた場合には、総務省への報告を求めることが適当ではないか。

ヒアリング結果

- 需要の適正性の確保に係る各種データを総務省へ提示・説明。**今後算定の考え方に変更が生じた場合には、その旨とその理由を併せて説明する**考え。【NTTドコモ】
- これまでの議論を通じて、整備されてきた内容にて確認していくことが適当。**考え方に変更があった場合は、総務省に報告することが適当**。【KDDI】
- 最繁忙トラヒックの数値などは様式にて報告しており、冗長分も含めた設備容量・仕様上の性能限界値の具体的な値は追加提出資料にて報告済。また、設備の運用方針についても追加提出資料で説明しており、MVNOが冗長を確保する場合の取り扱いは様式に記載。何を以て「内容が十分に充実したものではない」とされているかが不明確であること、また、提示データは機微な内容を含むことから、**報告対象とする内容については慎重にご議論いただきたい**。【ソフトバンク】
- **設備容量については、各社のネットワークの伝送容量も含めた設備投資の結果、ネットワークの品質や安定性といったサービス競争がされているため、このような競争市場での各社の投資を比較して、過大や過少といった評価ができるものではない**。また、MVNOは利用するMNOのネットワークを選択する際、MNOのネットワークコストとサービス品質を踏まえ選択することも可能であることから、伝送容量の設定については競争市場に委ねるべき。【ソフトバンク】
- 算定方法は、特別な事情等がなければ継続性の観点から基本的に変わらないが、算定の考え方に変更が生じた場合は、届出時に説明。【ソフトバンク】
- 設備の余剰については、①ネットワークの統計多重効果やモビリティといった移动通信ネットワークの特性に起因したもの、②輻輳対策や物理的・経済的な最低設置単位に起因したもの、③将来の需要増に対応するための在庫、に分類可能であり、①、②についてはMVNOが負担する合理性が認められる一方、③については、明らかに能率的でない設備投資などが含まれる可能性が考えられ、そういった設備に対してはMVNOが負担する合理的理由はない。また、**MNOにおいて、能率的な経営が行われているか、即ち、MNOにおけるネットワークのデータ伝送容量（キャパシティ）が需要に対し過大なものとなっていないかという点が重要であり、今後も継続的に検証することを要望**。【MVNO委員会】
- **冗長構成について平仄を合わせた考え方を採用することが、イコールフットINGの確保には極めて重要であり、MNOとMVNO間での冗長構成についての考え方や、接続料等のMVNOによる費用負担の適正性・公平性等について、今後、特に重点的に検証することを要望**。【MVNO委員会】

方針整理案

- ◆ 各社の設備運用方針については、引き続き一貫性が確保されているかとの観点から確認を行うことが**適当**であると考えられる。また、設備運用方針に追記すべき事項については引き続き議論を継続することが**適当**であると考えられるが、例えば本研究会第6次報告書において指摘された「MVNOによる冗長設備の利用可能性」については、来年度の設備運用方針に追記することを検討してはどうか。
- ◆ 「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁忙トラヒックの関係」については、今後も引き続き確認を行い、**著しく設備容量が過大であるとみなされる社が現れた場合には、措置を講じることが適当**であると考えられる。
- ◆ 音声接続料の需要の算定方法について算定の考え方に変更が生じた場合には、**総務省への報告を求めることが適当**であると考えられる。